

2021年4月26日の経営会議の概要

開催日時	2021年4月26日（月） 午前10時10分 ～ 午前11時00分
開催場所	政策会議室
付議目的	将来都市像及び施策体系の承認、条例改正の承認について
所管部課	都市づくり部 都市政策課・交通事業推進課・地区街づくり課・住宅課・公園緑地課
案件名称	「(仮称) 都市づくりのマスタープラン」の策定及び「町田市住みよい街づくり条例」の改正について
実施期間	2022年4月 ～ 2040年3月
法令根拠	・都市計画法第18条の2 ・都市公園法第4条 ・空家等対策の推進に関する特別措置法第6条
対象者 (お客様)	市民、来街者、まちづくり事業者、関係自治体など
案件概要	<p>町田市では、「都市計画マスタープラン」、「交通マスタープラン」、「緑の基本計画」、「住宅マスタープラン」とその他これらから派生する計画・方針を策定し、計画的に都市づくりを推進してきました。</p> <p>今後20年先の、アフターコロナや人口減少社会の到来を見据え、また、多摩都市モノレールを中心とした大規模交通を町田市として迎えるにあたり、分野横断的に新たな将来都市像・都市構造を設計し、共通した施策を展開していく必要があります。そして、新たな町田市の基本構想・基本計画である「(仮称) まちだ未来づくりビジョン2040」と連動した都市づくりを進めるため、各マスタープランを統合し、計画期間を2022年度から2040年度とする「(仮称) 都市づくりのマスタープラン」(以下「マスタープラン」という)を策定します。</p> <p>マスタープランは、ビジョン編、方針編、コンテンツ編の3編で構成します。</p> <p>ビジョン編では、2040年の市内の多様な暮らし方やまちのあり方を「暮らしとまちのビジョン」として大きな1枚の絵に描き、都市づくりに関わるプレイヤー(市民、事業者、行政など)の行動指針として「都市づくりのポリシー」、都市の設計図として「まちの“かたち”と“つくり”」を設定します。</p> <p>方針編では、ビジョン編を受け、都市計画・交通・みどり・住宅の各分野の施策を体系化するとともに、実行計画である「(仮称) 町田市5ヶ年計画22-26」と連動した実施方針を示します。また、モノレール沿線の町田駅周辺、木曾山崎団地、忠生・北部の3つのエリアにおいて、ビジョン実現のために必要な市の都市づくりを牽引する分野横断的なプロジェクトを掲げます。</p>

	<p>コンテンツ編では、これまでの都市計画マスタープランの地域別構想編を抜本的に見直し、市域を区分して都市づくりの方向性を示すのではなく、条例により策定される市民によるまちビジョンや、方針編に基づく拠点整備計画等を都市づくりのコンテンツを示しています。</p> <p>併せて、都市計画マスタープランで示す都市づくりを実現するため、地区の特性を活かした個性ある街づくりを目的に施行した「町田市住みよい街づくり条例」（以下「条例」という）は、「まちだ〇ごと大作戦」の取組による市民のまちづくり活動の機運向上を踏まえて、新たなマスタープランで示す暮らし方やまちの中での多様な活動を、地区の単位で現実化していくための仕組みへと改正していきます。</p> <p>マスタープランの策定および条例の改正により、新たな町田市の基本構想・基本計画と連動した新しい働き方や多様なライフスタイルに対応し、町田ならではの活動の場や暮らしを楽しめる環境が整った、「ちょうどいい」まちを実現します。</p>
<p>主な意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○これまでの都市計画マスタープランとの違いを明確にすること。 ○「条例」の改正による市民の利点をわかりやすく整理すること。 ○その他、文言を整理すること。
<p>審議結果</p>	<p>提案内容を承認する。上記意見に留意したうえで進めること。</p>
<p>出席者</p>	<p><委員・幹事></p> <p>石阪市長、高橋副市長、赤塚副市長、教育長、政策経営部長、経営改革室長、広報担当部長、総務部長、財務部長、企画政策課長兼企画政策課未来づくり担当課長、広報課長、秘書課長、総務課長、法制課長、職員課長、財政課長</p> <p><説明者></p> <p>都市づくり部長兼多摩都市モノレール推進担当部長、都市整備担当部長、都市政策課長、都市政策課多摩都市モノレール推進室長、交通事業推進課長、地区まちづくり課長、住宅課長、公園緑地課長</p>